

収入保険とは

全ての農産物を対象に、以下のような自然災害による収量減少や価格低下などの様々な農業経営リスクによる**収入減少を補償**します。



加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)の方

補償内容

保険期間の収入(農産物の販売収入)が、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てん

詳しくは**NOSAI** のホームページをご覧ください

<https://www.ok-nosai.or.jp/hoken/index.html>



岡山県収入保険加入推進事業

対象となる方(助成の要件)

次の全ての要件を満たす方

1.青色申告をしている農業者で岡山県内に住所を有する方(個人、法人)

※法人の場合は本店又は主たる事務所の住所が岡山県内

2.次の期間の収入保険に**新規加入**する方

個人:令和6年1月1日から12月31日

法人:県の交付決定日から令和6年3月までに保険期間が開始すること

3.令和6年1月末までに**積立方式**による加入手続を完了した方

4.加入申込時の**保険料**(事務費・積立金・補助等を除く自己負担の保険料)が

10,000円以上となる方

5.岡山県農業共済組合を通じて加入手続を行うこと(オンライン申請を含む)

助成額

・保険料が10,000円以上15,000円未満の場合
1経営体あたり**5,000円**

助成の件数には
限りがあります!
申込はお早めに!

・保険料が15,000円以上の場合
1経営体あたり**10,000円**

(助成金は岡山県農業共済組合から支払われます。)



- 助成を受けるためには、岡山県農業共済組合へ必要書類を提出する必要があります。
- 助成要件を満たさなくなった場合や、保険料の再算定の結果により自己負担の保険料が要件を下回った場合などに、受け取った助成金の返還を求めることがあります。